

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 7 月 1 日

さいたま市長

清水 正人

さいたま市条例第40号

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例

さいたま市介護保険条例（平成13年さいたま市条例第186号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険料の減免) 第9条 〔略〕 2 前項の規定による保険料の減免を受けようとする者は、規則に定める申請書等を、市長に提出しなければならない。 <u>ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</u> 3 〔略〕	(保険料の減免) 第9条 〔略〕 2 前項の規定による保険料の減免を受けようとする者は、規則に定める申請書等を、市長に提出しなければならない。 3 〔略〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。